

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

告 示 ○ 三重県指定史跡の一部解除 社会教育・文化財保護課 1頁

告 示

三重県教育委員会告示第27号

三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号）第40条第3項の規定により、次のとおり三重県指定史跡を一部解除しました。

令和3年10月27日

三 重 県 教 育 委 員 会

種別	名称	所在地	指定日	解除日	所有者・管理者
史跡	上野城跡	上野市丸之内105番地、106番地、107番地ノ内627平方米	昭和27年8月8日	昭和42年12月27日	上野市ほか
(一部解除) 上野市丸之内105番地、106番地、107番地ノ内627平方米のうち、上野市丸之内105番地、106番地					
解除理由	文化財保護法第69条第1項の規定により、昭和42年12月27日付け文化財保護委員会告示第76号で国史跡に指定されたため				

発行
津市広明町13番地 三重県教育委員会